

「博物館と観光」をめぐる議論と課題

ー 文化芸術立国、観光立国が目指される中で ー

佐藤 友美

はじめに

日本において、戦後初期に成立した博物館法に規定される「博物館」、特に公立博物館は、地域の社会教育施設として機能してきた。しかし近年、社会教育機能を超えて、観光やまちづくりへの貢献を強化する政策が打ち出され、その方向転換が様々な議論を呼んでいる。

文部科学省の平成30年度社会教育調査中間報告によれば日本の登録博物館は1287館(公立が786館)で過去最多、博物館類似施設は4457館(同3546館)で前回調査より増加している¹。木下によれば、日本では、1970年代から1980年代にかけて歴史博物館、美術館、文学館、動物園、植物園などさまざまな種類の博物館が建設されたが1990年代前半に日本の景気が著しく後退し、国や地方自治体の財政赤字が拡大に伴う事業見直しの中で、利益を生まない公立博物館への風当たりが強くなった²。2002年、小泉改革の一環として地方自治法が改正され、2003年度からは指定管理者制度が公立博物館にも適用され、運営の民営化による経営効率化が求められ、新自由主義的な傾向が博物館運営にも入ってきている。

本稿では現在、博物館に求められている観光やまちづくりへの貢献という課題を検討するために、現在の博物館政策の流れ、国の観光政策の流れを整理しながら歴史的背景にも触れ、次に博物館と観光、まちづくりと観光の先行研究も概観しながら、「博物館と観光」をめぐる今後の課題を提示する。

1. 博物館政策の現在

(1) 現在の博物館行政の動き

最近の博物館行政では大きな動きが二つある。一つは2018年10月に文部科学省の組織改編が行われ、教育分野の筆頭局であった生涯学習政策局に替わり、総合教育政策局が設置されたことである。この目的は従来、学校教育政策と社会教育政策とが縦割りで展開されているとの指摘があったことから学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育政策をより強力かつ効果的に推進するためであり、総合教育政策局のミッションは「学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策を推進」「生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策を総合的に推進」の二つである。従来の社会教育課は廃止され、青少年教育課を合体して地域学習推進課となった。同時に文化庁の機能強化をはかることを目的に博物館行政が文部科学省から文化庁へ移管された³。

もう一つは2019年6月に、社会教育法、博物館法、図書館法の一部が改正されたことである。教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で条例により、地方公共団体の長が所管することが可能となった⁴。二つの動きとも、従来博物館が社会教育施設として提供してきた教育機能に加え、「観光

ビジョン実現プログラム 2018」(平成 30 年 6 月 12 日 観光立国推進会議決定)などで政府が推進する「文化財の観光資源化」「稼ぐ文化」に照準をあわせている。博物館・美術館が教育行政だけでなく、文化行政・観光行政の一翼をも担っていくという方向性である⁵。第 67 回全国博物館大会(2019 年)の基調講演においても、文化庁次長の今里は博物館に期待される方向性として「①社会教育施設・文化施設としての一層の充実」に加え、「②我が国・地域の多様な文化・歴史・風土への理解の促進(ひいてはインバウンド受け入れにも貢献) ③地域活性化・経済活性化・文化振興の拠点としての博物館が、各地域の文化と経済の好循環創出にも寄与」と述べ、博物館が地域の経済に貢献していく機能を担うという考え方を明らかにしている⁶。

(2) 政策をめぐる議論

このように博物館が従来、社会教育法、博物館法で定められた「社会教育施設」という立場を超えて、観光施設としての機能をより強化するという国の政策については様々な議論や課題がある。

日本社会教育学会は、「国際的にも生涯学習が重要な政策課題になっている時に、生涯学習政策局及び社会教育課を「廃止」することは、今後の我が国の教育政策に与える影響と、特に、自治体生涯学習 振興行政・社会教育行政の改編に与える影響は大きいと危惧」し、文部科学省に対して 2017 年 9 月に「文部科学省の組織改編に伴う生涯学習政策局及び社会教育課『廃止』に関する要望書」を提出してその存続を求めた⁷。また、社会教育施設の所管の変更についても、法的疑義と、導入された場合、社会教育行政が衰退する自治体が発生する恐れがあるとし、文部科学省に対して 2018 年 6 月に「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」を提出し⁸、他の教育関係の 6 学会もこれを支持した⁹。

文化財に関しては、2017 年 9 月、山本幸三地方創生担当相(当時)が大津市での講演後の、観光やインバウンド(訪日外国人)による地方創生に関する質疑で「一番のがんは文化芸員だ。観光マインドが全くなく一掃しなければだめだ」と発言して物議を醸した。全日本博物館学会はこれを事実誤認とし、博物館は地域を学ぶ場であるとともに観光の拠点となっている、とする声明を出した。また、未来投資会議構造改革徹底推進会合に文化庁から提出された資料「アート市場の活性化に向けて」で、「先進美術館」が作品をオークションで売買する図が示されて美術館関係者から批判が起こり、全国美術館会議は「美術館はすべての人々に開かれた非営利の社会教育期間である(中略)収集にあたっては投資的な目的とは明確な一線を画さなければならない」との声明を出している¹⁰。

栗田は前述の 2 つの事例に関して「共通して危惧されるのは、観光、経済主義に前のめりになるあまり、博物館の最低基準である『国際博物館会議職業倫理規定』(2004)の基本理念が軽視されているのではないかとしている。同時に「歴史的、芸術的、学術的、鑑賞的価値だけが、文化財に見出されてきたが、社会的価値、経済的価値の追求も文化財政策の重要な課題となった」とする松田の指摘¹¹や、2017 年 6 月に成立した「文化芸術基本法」、2019 年に施行された文化財保護法的大幅改正に触れ、文化財の保存と活用を二項対立的に捉える視座からの脱皮を果たすべき時期が早晚やってくるのは確実で、将来的な博物館法の改正でも議論となるだろうと述べている¹²。

日本博物館協会によれば現在の博物館行政に大きく影響を与えているのは、日本全体の

政策変換である。日本の持続可能な経済発展の方向性は、この10年で明確に変わってきている。製造業の輸出によるビジネスモデルが成功軌道に乗っていた時代が終わりつくと国が認識し、国内的には少子高齢化が進み、経済活動を支える人口減が起り、40年先の人口ピラミッドの危機的な状況が予想されている。持続的に日本を発展させる方策としての新しいベクトルを考えた結果、ソフト優先の文化芸術立国、観光施策がある。今まで製造業で稼いでいた部分を、インバウンド誘致による観光産業で賄おうという考え方で、2019年度の「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～（令和元年6月21日閣議決定）」、いわゆる政府の「骨太の方針」にもそれが謳われている。

これを受けて博物館関連の行政も、文部科学省から文化庁へ移管、地方自治体の公立博物館が教育委員会から首長部局にも移管可能となる、文化芸術推進基本法の文化芸術基本法への改正、文化財保護法改正などの政策転換がここ2、3年で行われてきた。

そして教育基本法、社会教育法、それにひもづく博物館法に規定されている博物館のあり方に多様化が求められる。多くの博物館関係者は、今まで教育委員会所管の社会教育施設だと位置付けられていた博物館が、所管が首長部局に行って産業振興や観光部局にどんどんシフトすると、社会教育機関としての機能が低下するという危機感を持っている。しかし博物館の持続的な発展のためには今後は社会教育機関機能以外にも様々な要素を身につけた館への脱皮が求められていく。

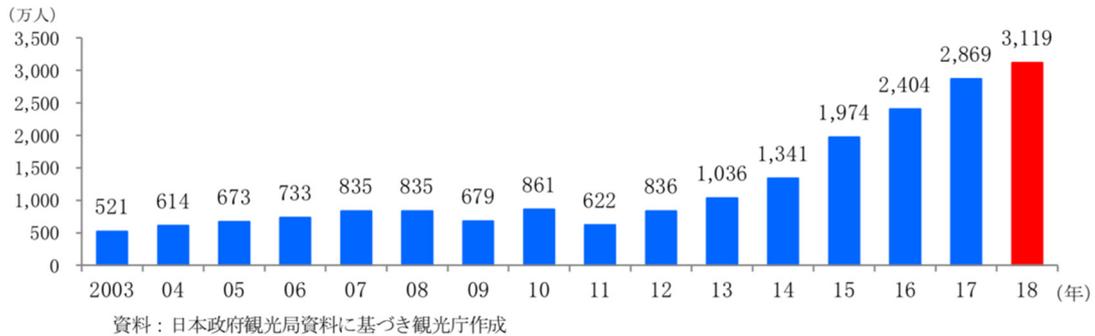
一方、地方自治体における公立博物館の現場が抱える課題は、1990年代から都道府県・市・町立館とも、予算、人員配置などのリソース不足である。1990年代のバブル崩壊や2000年代末のリーマンショック後に20～30%のシーリングがかかり始め、現在も3～5%のシーリングがかかり続けている博物館は多い。県立博物館でも資料購入費ゼロの館が約5割、学芸員一人当たりの研究費はゼロ、という館が多い。指定管理者制度は民間活力の導入がうまくいっているところもあるが、全体的には合理性、経済効率性を優先する仕組みとして使われる傾向にある。そのような状況の中、国から、観光施設として、また地域のコミュニティの中核施設としての役割を求められても、小規模自治体や現場はそれに対応できる施策やリソースがないというのが多くの公立博物館の現状である¹³。

2. 日本の観光政策の現在

(1) 日本の観光の概況

令和元年の観光白書¹⁴によると、2018年の訪日外国人旅行者数は3,119万人（2012年の836万人から約3.7倍）、同旅行消費額は4.5兆円（同1兆846億円から約4.2倍）でいずれも東日本大震災の翌年2012年から6年連続の増加である。日本人宿泊旅行者数は延べ2億9,105万人、同旅行消費額は15.8兆円、国内日帰り旅行は延べ2億7,073万人で同旅行消費額は4.7兆円であるが、ともにこの6年間は横ばいあるいは減少しているのを見ると、日本の観光産業にとってはインバウンド客の割合が急増しているのがわかる。

図 1 訪日外国人旅行者数の推移



(令和元年 観光白書より)

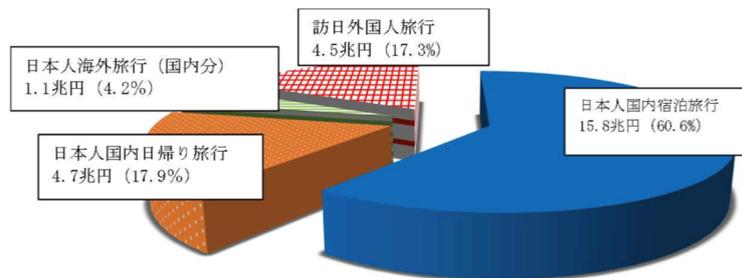
図 2 訪日外国人旅行者による消費の推移

年	訪日外国人旅行消費額
2012年 (平成24年)	1兆846億円
2013年 (平成25年)	1兆4,167億円
2014年 (平成26年)	2兆278億円
2015年 (平成27年)	3兆4,771億円
2016年 (平成28年)	3兆7,476億円
2017年 (平成29年)	4兆4,162億円
2018年 (平成30年)	4兆5,189億円

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

(令和元年 観光白書より)

図 3 日本国内における旅行消費額



	(兆円)						
	2012年	13	14	15	16	17	18
日本人国内宿泊旅行	15.0	15.4	13.9	15.8	16.0	16.1	15.8
日本人国内日帰り旅行	4.4	4.8	4.5	4.6	4.9	5.0	4.7
日本人海外旅行 (国内分)	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1	1.2	1.1
訪日外国人旅行	1.1	1.4	2.0	3.5	3.7	4.4	4.5
合計	21.8	22.8	21.6	24.8	25.8	26.7	26.1

資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」及び「訪日外国人消費動向調査」より作成

(令和元年 観光白書より)

2016年3月30日には『観光先進国』への新たな国づくりに向けて、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定した。その中の訪日外国人旅行者数目標は2020年度4,000万人、2030年度6,000万人、また訪日外国人旅行消費額目標を2020年度8兆円、2030年度15兆円である¹⁵。国際旅行収支を「見えざる貿易」¹⁶として貿易額と比較すると、2018年度の日本の製品別輸出額のうち、1位の自動車は12.2億円、2位の化学製品は8.9兆円、3位電子部品は4兆円であり¹⁷、2018年度の訪日外国人旅行消費額は現在3位の電子部品を上回る。2006年の「観光立国推進基本法」成立以来の「観光立国」政策およびインバウンド施策は一定の成功を収めたと言ってもよい。2030年度の目標数値を獲得できれば現在1位の自動車も上回ることになる。

(2) 観光政策の歴史

日本では1963年に観光政策の基本方針などを示した「観光基本法」が施行された。中井によれば、同法施行当時には政府はインバウンド政策に積極的だったが、1970年代以降1990年代までは貿易黒字を是正し各国との経済摩擦を避けるため、日本人の海外旅行、アウトバウンド政策を推進してきた。しかし、1990年代初頭のバブル崩壊、国内産業の海外移転による雇用減少などによる景気低迷による新産業創出の観点から、観光は成長分野として注目され、特に訪日外国人旅行者の誘致が図られることになる。

2003年には当時の小泉内閣総理大臣が観光立国懇談会を開催、同年「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が始まり、観光立国担当大臣が任命された。そして2006年には「観光基本法」を約40年ぶりに改正した「観光立国推進基本法」が成立した。その基本的施策は①「国際競争力のある高い魅力ある観光地の形成」②「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」③「国際観光の振興」④「観光旅行の促進のための環境の整備」である。2007年には観光立国推進基本計画が閣議決定され、計画期間5年間の目標として次の5つの基本的目標が定められた。①訪日外国人旅行者数1000万人(2006年735万人)②日本人の海外旅行者数2000万人(2006年1753万人)③観光旅行消費額30兆円(2010年度まで)④日本人の国内観光旅行一人当たり宿泊数年間4泊⑤国際会議開催件数を5割以上増やす。このうち2012年までに達成されたのは⑤のみであった。2008年には国土交通省の外局として観光庁が発足した¹⁸。

2016年に前述の「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、これを踏まえて2017年には新たな観光立国推進基本計画¹⁹(4年間)が定められた。「観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札である」という認識の下、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたい『観光先進国・日本』への飛躍を図る」という考え方のもと2020年度までの数値目標として①国内旅行消費額21兆円②訪日外国人旅行者数4000万人③訪日外国人旅行消費額8兆円④訪日外国人リピーター数2400万人⑤訪日外国人地方部延べ宿泊者数7000万人⑥アジア主要国における国際会議開催件数に占める割合3割以上(アジア最大)⑦日本人の海外旅行者数2000万人を掲げている。

(3) まちづくりと観光

観光の現場である地域の視点から見ると観光は地域の経済活動及びまちづくりと密接に

絡んでいる。堀野によれば、バブル経済期の最中である 1987 年の総合保養地域整備法（リゾート法）により、全国の過疎問題に悩む農村地域の自治体が、所得や雇用の創出の機会として大企業によるリゾート開発事業に取り組んだが、大半が経営難に陥り自治体の多額の債務や自然破壊など深刻な禍根を残した。また、高度経済成長期に隆盛であった団体旅行者が 1980 年代には減少したことにより、既存の観光地も苦境に陥った。一方個人旅行者の多様化する観光ニーズに応える、エコツーリズム、グリーンツーリズム、コンテンツツーリズムなどのニューツーリズムが注目され、旅行会社企画による発地型観光ではなく、地域ごとの特色を生かし地域主導で観光企画や商品開発を行っていく内発的観光開発、着地型観光が推奨されていく。ここで注目されていくのが、観光と地域づくりの関係である。2000 年代初頭に、小樽、遠野、小布施、高山、長浜、湯布院などで成功した「観光まちづくり」の考え方は、地域の行政、企業、住民が中心となり地域外の関係者との交流を通じて地域資源を発掘し、地域住民のアイデンティティの形成や文化創造に寄与する。既存施設を活用し、自然・社会の環境許容量に適合した規模の開発を進め、持続可能な観光基盤を築いていくというものである²⁰。

しかし、現在、「観光立国」推進のため地域主導型観光も再び「まちづくり主体」から「観光主体」に方向転換しつつある。一例として観光庁は 2015 年に日本版 DM0 (Destination Management/Marketing Organization) の育成支援を始めた。日本版 DM0 の説明としては「地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です」である。2019 年 8 月現在、日本版 DM0 に登録された法人は 136 団体、日本版 DM0 候補法人は 116 団体である²¹。「観光ビジョン実現プログラム 2019」²²でも、地域観光の主体を自治体及び観光地域づくり法人 (DM0) と定め、観光資源の発掘・磨き上げからマーケティング、インバウンド対応などワンストップで観光施策を行う団体と位置付けており、設立支援のための資金融資や人材マッチング、マーケティングツールの提供なども行っている。ともあれ、地域主導型観光は「まちづくり」主体だった時代から、観光による経済活動にダイレクトにシフトしている。そして、その中で地域の博物館も観光資源として着目され、観光施設としての機能を期待されているのは前項で述べたとおりである。

3. 博物館、まちづくり、観光の関係を巡る議論

(1) 観光と博物館

日本では、博物館法には「観光」に関する項目はないものの、歴史的にみると博物館を観光資源として捉える考え方は、戦後初期から存在している。中村によれば社団法人日本博物館協会は 1947 年に『観光外客と博物館並に同種施設の整備充實』を発行し、(1) 観光事業の重要性、(2) 観光事業に対する博物館並びに同種施設の任務、(3) 観光地における季節博物館動植物園水族館など設備の充実完成、(4) 館園外客迎接施設の整備、(5) 観光地に新たに設置すべき博物館並に同種施設、(6) 全国館園の共同的観光対策について記し、サンフランシスコ平和条約締結後、海外から日本への渡航が自由になった際に外国人観光客が増加することを予測して「本邦の特異の文化を真によく理解せしめて帰すこと

は、日本の品位向上の点から見てきわめて重要」と提言している。観光基本法制定（1963年）以降、大阪万国博覧会の開催や週休二日制の定着により日本は観光旅行の大衆化の時期をむかえ、その受け入れ施設としての博物館に関する議論、特に地域開発と博物館の果たす役割に関する論考が見られ始める。「ヘリテージツーリズム」「エコツーリズム」欧米の概念を取り入れた地域資源再発見の観光とともに、産業博物館・企業博物館への関心も高まった。そして観光立国推進基本法が制定された2007年以降は、博物館に観光施設としての機能をより求められる政策が進み、日本博物館協会でも大会の分科会や²³機関誌²⁴などで、「博物館と観光」について取り上げている²⁵。

伊藤は、『市民のなかの博物館』²⁶で博物館を「地域志向型」「中央志向型」「観光志向型」の3つの型に分類（表1）し「博物館の利用という、今までは観光的利用や、一般教養的目的で国立博物館、科学博物館の重要な資料を見学するというスタイルが中心でした」とやや批判的に述べている²⁷。

表 1 博物館の三つの型

	目的	調査・研究の軸	教育内容編成の軸	教育方法の軸
地域志向型	地域に生活する人びとのさまざまな課題に博物館の機能を通して応えていこうということを目指すもの	資料と人間との関係の、相互の規定性や媒介性を課題とし、そこに価値を見出すことを中心とする。軸となるのは人びとの生活課題(地域課題)	地域と教育内容の連関を重視する内容(教育内容を地域の生活にもとづいて編成)	ものを考え、組みたて、表現する能力の育成が中心
中央志向型	人びとの日常生活圏や特定のフィールドをもたず、全国・全県単位などで科学的知識・成果の普及を目的とするもの	資料と人間との関係の、一般性、共通性を課題とし、そこに価値を見出すことを中心とする。軸となるのは各専門領域ごとの法則や法則性	組織された知識・技術の体系を重視する内容(あらゆる国民に均等な教育内容の編成)	知識の教授が中心
観光志向型	地域の資料を中心とするが、市民や利用者からのフィードバックを求めない観光利用を目的とするもの	資料と人間との関係の、特殊性や意外性を課題とし、そこに価値を見出すことを中心とする。軸となるのは希少性	希少価値を重視した内容編成	資料のもつ意外性、人気性が中心

(伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年 p.15より引用)

同著によればこの論考の原本は1984年に出されており²⁸、この時点での日本の博物館の

設置状況は、伊藤の分類による中央型・観光型が中心であり、博物館＝観光という考え方はむしろ当然と受けとめられていたと考えられる。伊藤は同書においてさらに博物館を世代ごとに分類しており、「第一世代」は宝物の保存施設であり観光・娯楽としての非日常の利用、「第二世代」は多様化する地域資料を収集・調査・公開する県立・市立の地域博物館で、博物館法に乗っ取って収集・調査・展示・教育普及を行うが、学芸員をはじめとする博物館からの一方通行の発信であり、観客にとっては一過性の見学施設と位置づけている。「第三世代」は社会の要請に基づいて必要な資料を発見し、作り上げていく市民参加・体験を運営の軸とする博物館である²⁹。第三世代はこの時点では期待概念であったが、伊藤のこの提唱は全国の博物館関係者に大きな影響を与え、現在では琵琶湖博物館、大阪市立自然史博物館、平塚市博物館などがその代表的な事例として語られる。

また、古本は、我が国のいわゆる観光地域に地域の歴史と関係のないガラス工芸や人形などの観光目的の美術館が集積していることに着目し、静岡県伊豆高原地域と長野県の安曇野高原地域を事例に、別荘地開発での移住者の流入に伴うコミュニティの形成と美術館集積、観光地化のプロセスについて論じている³⁰。森屋は、博物館と観光の関係において、地域博物館論を軸とした「自律的観光」のあり方として「ミュージアム・ツーリズム」の概念を論じながら、そのボトムアップの思考と、現在の国のトップダウンの博物館政策が噛み合わない点を指摘している³¹。

(2) まちづくりと観光

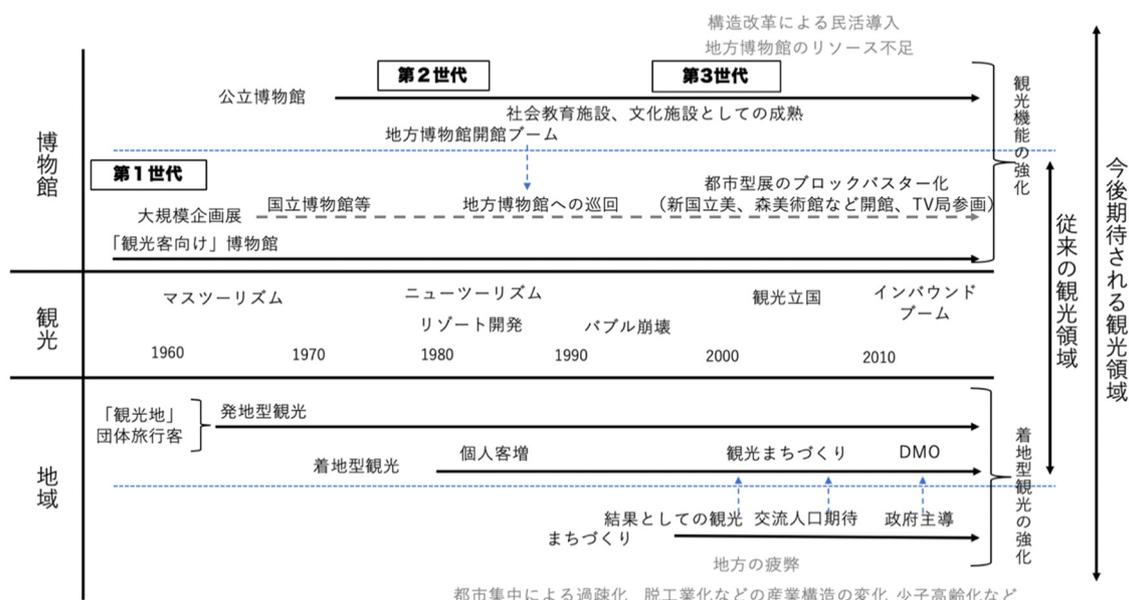
「観光まちづくり」に関して堀野は、日本観光研究学会の学会誌の中で登場する「観光まちづくり論」を時代ごとに三つのステージに分けている。第1ステージは「観光まちづくり」という言葉が登場した1996年から2000年代までで、この頃は前述のようなリゾート開発の失敗やマスツーリズムの弊害という観光の負の側面の反省から地域と観光のあり方を見直し、地域主体の「まちづくり」の取り組みによって結果的に観光を呼び込むという「結果観光論」が主張されている。第2ステージは2000年代で少子高齢化や過疎化による地域で、交流人口の増大を促すことが必要とされ、まちづくりの結果としての観光ではなく、観光のための人材育成、マーケティング、経営という課題が上がってくる。第3ステージは大きな特徴は、政府や観光関連産業への観光まちづくり論の取り込みである。学会・行政・業界がこぞって観光まちづくりを推奨するという構図が現れ、その実質的な目的は経済的効果を上げるための観光の推進だという³²。

(3) インバウンド客誘致を主眼に置いた観光政策の中で進行していること

このような「博物館と観光」「まちづくりと観光」をめぐる議論には共通項がある。すなわち、戦後から高度経済成長期にかけては、国民の余暇・娯楽としてのマスツーリズムが隆盛となり、「観光地」は観光に目的化した地域づくりがなされ、博物館も一部の国立館等を除き立地も内容も「観光」に目的化した「観光施設・集客施設」として設立されていたものが多かった。1980年代以降、観光においてはマスツーリズムの衰退やリゾート開発の失敗などにより、地域主導型のまちづくりがなされ、結果的に観光に貢献する「観光まちづくり」が現れる。博物館においては1980年代～90年代に地方自治体の公立博物館開館が相次ぎ、伊藤が言うところの第二世代、第三世代の博物館が社会教育施設としての機能

を確立していく。2000年代に入ってから観光においては観光立国、そして少子高齢化による過疎化などの課題解決のための地域主導観光、博物館においては構造改革による指定管理者制度導入などにより、経営視点での取り組みが促されていく。そして2012年以降のインバウンド客誘致を中心とする観光政策から、地域においてDMOの設立や地域の観光資源の磨き上げ、既存の地域の博物館の観光資源化、観光拠点化が推奨されていく。つまり、高度経済成長期の反動で「観光目的」で疲弊した地域、また日本における博物館概念が未成熟な時期に本来の博物館機能に欠けていたとされる博物館がそれぞれ、「まちづくり」を主体とする地域活動、「社会教育」のための博物館として内発的な取り組みを進めて成熟していったにも関わらず、今再び社会課題解決や経済論理による「観光立国」政策により否応なしに「観光」に取り込まれていく姿が浮き彫りになってくるのである。

図 4 博物館、地域の観光に関連する動き



(筆者作成)

おわりに

本稿では、「博物館と観光」をめぐる博物館政策、観光政策を、観光とまちづくりの視点も加えて整理した。

「博物館」と「観光」については現在、中村らの『観光資源としての博物館』³³のように博物館の機能を観光と紐づけて整理しながら好事例を紹介する著書や、青木らの『博物館が壊される！博物館再生への道』³⁴のように、文化財や博物館で「稼ぐ」という政府方針を博物館側の視点から批判的に捉えた論考などがあるが、議論の深まりはこれからという段階である。伊藤が1980年代に博物館を「地域志向型」「中央志向型」「観光志向型」³⁵と分類したように、施設の成り立ちやあり方で層別し「観光志向型」を質量ともに拡大していくのか、あるいは「地域志向型」であっても地域と連携しながら観光まちづくりに取り組む仕組みづくりを目指すのか、などの検討の可能性もあると考える。

また、観光政策は博物館単体での視野ではなく、地域政策と紐づくものであり、今後、首長部局管轄の博物館が増加するに従って、実践事例も蓄積されていくと考える。博物館領域だけでなく、地域政策論、観光学、観光社会学、文化地理学はじめ多様な分野の視座からの論考が今後の課題と言えるだろう。

¹ 文部科学省 HP「平成 30 年度社会教育調査中間報告について（報道発表資料）（令和元年 7 月 31 日）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1419659.htm (2019 年 9 月 14 日アクセス)

² 木下達文「博物館経営論 博物館の経営基盤」栗田秀法編著『現代博物館学入門』ミネルヴァ書房、2019 年、p. 31

³ 文部科学省 HP「文部科学省の組織再編(平成 30 年 10 月 16 日)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1410212.htm (2019 年 6 月 23 日アクセス)

⁴ 文部科学省 HP「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について（通知）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1417798.htm (2019 年 6 月 23 日アクセス)

⁵ 国土交通省 HP「観光ビジョン実現プログラム 2018」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000354.html (2019 年 6 月 23 日アクセス)

⁶ 今里譲「新たな文化庁の挑戦」公益財団法人日本博物館協会「第 67 回全国博物館大会（2019 年 9 月 5 日）」基調講演資料、p. 10

⁷ 日本社会教育学会 HP「文部科学省の組織改編に伴う生涯学習政策局及び社会教育課『廃止』に関する要望書」について

http://www.jssace.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=journal_view_main_detail&post_id=218&comment_flag=1&block_id=10#_10(2019 年 6 月 23 日アクセス)

⁸ 日本社会教育学会 HP「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」

http://www.jssace.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=journal_view_main_detail&post_id=257&comment_flag=1&block_id=10#_10 (2019 年 6 月 23 日アクセス)

⁹ 日本社会教育学会 HP「『公立社会教育施設所管要望書』に対する関係学会からの賛同について」http://www.jssace.jp/joobtxcju-10/#_10 (2019 年 6 月 23 日アクセス)

¹⁰ ただし文化庁企画調整課長榎本は、令和元年度全国博物館長会議(2019年7月3日開催。日本博物館協会主催)の行政説明の質疑応答の中で「リーディングミュージアム(先進美術館)という考え方を文化庁として推進するという事実はない」と述べている

¹¹ 松田陽「保存と活用の二元論を超えて-文化財の価値の体系を考える」小林真里編『文化政策の現在3-文化政策の展望』東京大学出版会、2018年、pp. 45-46

¹² 栗田秀法「あとがき」栗田秀法編著『現代博物館学入門』ミネルヴァ書房、2019年、pp. 279-284

¹³ 筆者による公益財団法人日本博物館協会担当者インタビュー(2019年7月27日実施)

¹⁴ 国土交通省 HP「観光白書(令和元年版)」

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file0000008.html> (2019年9月15日アクセス)

¹⁵ 観光庁 HP「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016)

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics01_000205.html(2019年9月14日アクセス)

¹⁶ 長谷政弘編『観光学辞典(第9版)』同文館出版 1997年

¹⁷ 「旅のミライへ!~『観光』が日本の基幹産業になるために」観光予報プラットフォーム

ム推進協議会 2019 年 8 月 20 日資料、p. 3

¹⁸ 中井郷之「観光立国と国際観光 観光政策と観光立国の推進」竹内正人ほか編著『入門観光学』ミネルヴァ書房、2018 年、pp. 145 -150

¹⁹ 観光庁 HP「観光立国推進基本計画（2017）」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000307.html (2019 年 9 月 15 日アクセス)

²⁰ 堀野正人「観光社会学の領域 まちづくりと観光」安村克己ほか編著『よくわかる観光社会学』ミネルヴァ出版、2011 年、p100

²¹ 観光庁 HP「日本版 DMO」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000053.html (2019 年 9 月 15 日アクセス)

²² 観光庁 HP「観光ビジョン実現プログラム 2019」(2019)

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics02_000170.html (2019 年 9 月 15 日アクセス)

²³ 日本博物館協会 第 61 回全国博物館大会 分科会 2「観光と博物館」2013 年 および第 62 回全国博物館大会 分科会「観光・まちづくりと博物館」2014 年

²⁴ 「特集 観光と博物館」日本博物館協会『博物館研究』50-9、2015 年

²⁵ 中村浩「観光と博物館史」青木豊・鷹野光行編『博物館学史研究事典』雄山閣、2017 年、pp. 124-129

²⁶ 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993 年

²⁷ 同上 pp. 13-16

²⁸ 伊藤寿朗『住民の学習と資料 13 号 特集・市民のための博物館』社全協通信別冊 社会教育推進全国協議会 1984 年

²⁹ 前掲、伊藤寿朗 1993 年 pp. 141-154

³⁰ 古本泰之「観光地域における『芸術活動』の観光資源化としての美術館集積」『日本国際観光学会論文集』（第 21 号）2014 年

³¹ 森屋雅幸「博物館と観光の関わりについて近年の博物館政策と『ミュージアム・ツーリズム』を中心に -」都留文科大学研究紀要 第 89 集、2019 年

³² 堀野正人「観光まちづくり論の変遷に関する一考察-人材育成にかかわらせて -」奈良県立大学研究会『地域創造学研究：奈良県立大学研究季報』第 27 号 2、2017 年

³³ 中村浩・青木豊編著『観光資源としての博物館』芙蓉書房出版、2016 年

³⁴ 青木豊・辻秀人・菅根幸裕 編著『博物館が壊される！博物館再生への道』雄山閣、2019 年

³⁵ 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993 年